男鹿市告示第２４号

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月２２日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱（平成３１年男鹿市告示第２３号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（準用規定）
第16条　第６条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。
第20条　第６条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。
別表第１（第７条関係）
<table>
<tr><th>補助金の種別</th><th>補助金の額</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>住宅取得費補助金</td><td>５０万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、１００万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。
空き家バンク物件加算がある場合は、１２０万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。</td><td>１　子育て加算
１８歳未満の子又は妊婦一人につき１５万円
２　親元近居同居加算
市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、１５万円
３　空き家バンク物件加算
市の空き家バンク登録物件を取得した場合は、２０万円
４　市内事業者加算
市内に事業所等を有する事業者と契約して新築等を行う場合は、２０万円</td></tr>
<tr><td>住宅改修費補助金</td><td>５０万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、１００万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。
空き家バンク物件加算がある場合は、１２０万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。</td><td>１　子育て加算
１８歳未満の子一人につき１５万円
２　親元近居同居加算
市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、１５万円
３　空き家バンク物件加算
市の空き家バンク登録物件を取得した場合は、２０万円</td></tr>
<tr><td>住宅賃貸借契約費補助金</td><td>２０万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額</td><td></td></tr>
</table>
備考　住宅取得費補助金と住宅改修費補助金は併用して交付を受けることができないものとする。
</td><td>
（準用規定）
第16条　第５条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。
第20条　第５条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。
別表１（第７条関係）
<table>
<tr><th>補助金の種別</th><th>補助金の額</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>住宅取得費補助金</td><td>５０万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、１００万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。</td><td>１　子育て加算
１８歳未満の子又は妊婦一人につき１５万円
２　親元近居同居加算
市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、１５万円
３　市内事業者加算
市内に事業所等を有する事業者と契約して新築等を行う場合は、２０万円</td></tr>
<tr><td>住宅改修費補助金</td><td>５０万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、１００万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額を限度とする。</td><td>１　子育て加算
１８歳未満の子一人につき１５万円
２　親元近居同居加算
市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、１５万円</td></tr>
<tr><td>住宅賃貸借契約費補助金</td><td>２０万円と補助対象経費の２分の１のいずれか低い額</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正後

様式第１号（第９条関係）

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付申請書

令和　年　月　日

男鹿市長　あて

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付を受けたいので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて申請します。

転入年月日日	令和　　年　　月　　日
転入前の住所	（　　年　　月　　日から居住）
住宅取得（賃貸借）年月日	年　　月　　日 （取得の場合は登記年月日、賃貸借の場合は契約年月日）
補助金の種類	□住宅取得費補助金 □住宅改修費補助金 □住宅賃貸借契約費補助金
補助対象費用	円
補助金申請額	円
他の補助金	住宅改修の場合 秋田県のリフォーム補助金の申請　　□有　□無 補助金決定額　　　　　　円

様式第３号（第９条関係）

定住に関する誓約書

私は、私及び世帯員が男鹿市定住促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付決定日より５年以上継続して定住することを誓います。

また、補助金交付決定日から５年を経過する前に正当な理由なく、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに届け出るとともに、交付を受けた補助金のうち市長が指定する金額を返還することを誓います。

年　　月　　日

申請者　住　　所　　男鹿市

氏　　名

電話番号

改正前

様式第１号（第９条関係）

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付申請書

令和　年　月　日

男鹿市長　あて

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

電話番号

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付を受けたいので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて申請します。

転入年月日日	令和　　年　　月　　日
転入前の住所	（　　年　　月　　日から居住）
住宅取得（賃貸借）年月日	年　　月　　日 （取得の場合は登記年月日、賃貸借の場合は契約年月日）
補助金の種類	□住宅取得費補助金 □住宅改修費補助金 □住宅賃貸借契約費補助金
補助対象費用	円
補助金申請額	円

様式第３号（第９条関係）

定住に関する誓約書

私は、私及び世帯員が男鹿市定住促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付決定日より５年以上継続して定住することを誓います。

また、補助金交付決定日から５年を経過する前に正当な理由なく、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに届け出るとともに、交付を受けた補助金のうち市長が指定する金額を返還することを誓います。

年　　月　　日

申請者　住　　所　　男鹿市

氏　　名　　　　　　　　　　印

電話番号

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>様式第４号（第９条関係）

町内会等加入証明書

下記の者は、　　年　月　日　付けで／現　在　町内会名

町内会・自治会に　加入したことを／加入していることを　証明いたします。

記

1．住　所　男鹿市
2．氏　名

年　月　日
町内会名
会　長

様式第５号（第 10 条関係）

第　　号
年　月　日

様

男鹿市長

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

記

1．補助金の種類
2．補助金交付決定額　　円
3．補助金交付の条件
（1）男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第１項各号のいずれかに該当し、同条第２項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を通知したときは、速やかに当該補助金を返還すること。
（2）報告又は書類の提出を求めたときは、速やかに報告又は書類を提出すること。
（3）申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。</td>
<td>様式第４号（第９条関係）

町内会等加入証明書

下記の者は、　　年　月　日　付けで／現　在　町内会名

町内会・自治会に　加入したことを／加入していることを　証明いたします。

記

1．住　所　男鹿市
2．氏　名

年　月　日
町内会名
会　長　　　印

様式第５号（第 10 条関係）

第　　号
年　月　日

様

男鹿市長　　　印

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

記

1．補助金の種類
2．補助金交付決定額　　円
3．補助金交付の条件
（1）男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第１項各号のいずれかに該当し、同条第２項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を通知したときは、速やかに当該補助金を返還すること。
（2）報告又は書類の提出を求めたときは、速やかに報告又は書類を提出すること。
（3）申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。</td></tr>
</table>

改正後	改正前
様式第６号（第 10 条関係）	様式第６号（第 10 条関係）

改正後　様式第６号（第 10 条関係）

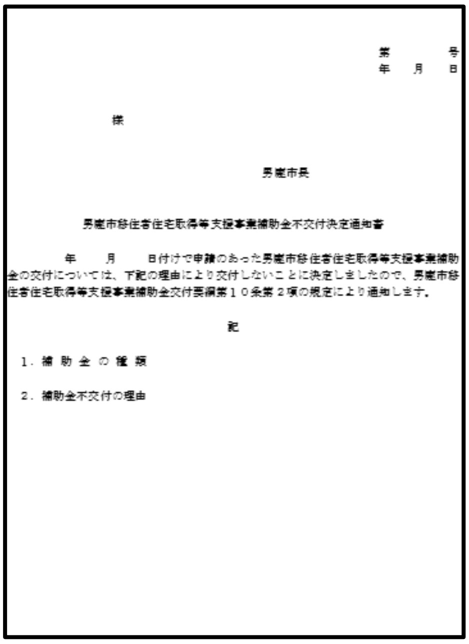

第　　　号
年　月　日

様

男鹿市長

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

１．補 助 金 の 種 類

２．補助金不交付の理由

改正前　様式第６号（第 10 条関係）

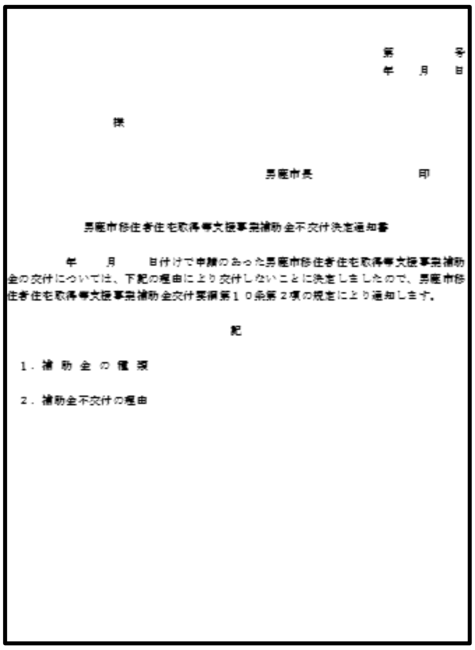

第　　　号
年　月　日

様

男鹿市長　　　　　印

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１０条第２項の規定により通知します。

記

１．補 助 金 の 種 類

２．補助金不交付の理由

改正後	改正前
様式第７号（第 11 条関係）	様式第７号（第 11 条関係）

改正後　様式第７号（第 11 条関係）

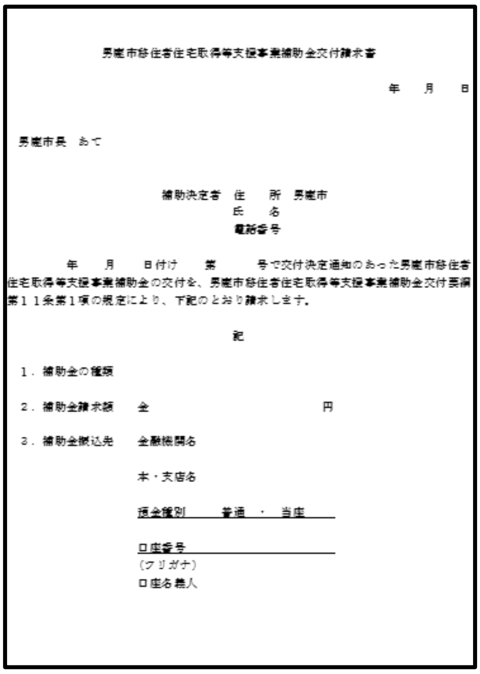

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付請求書

年　月　日

男鹿市長　あて

補助決定者　住　　所　男鹿市
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付を、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１．補助金の種類

２．補助金請求額　　金　　　　　　　　円

３．補助金振込先　　金融機関名

本・支店名

預金種別　　普通　・　当座

口座番号

（フリガナ）
口座名義人

改正前　様式第７号（第 11 条関係）

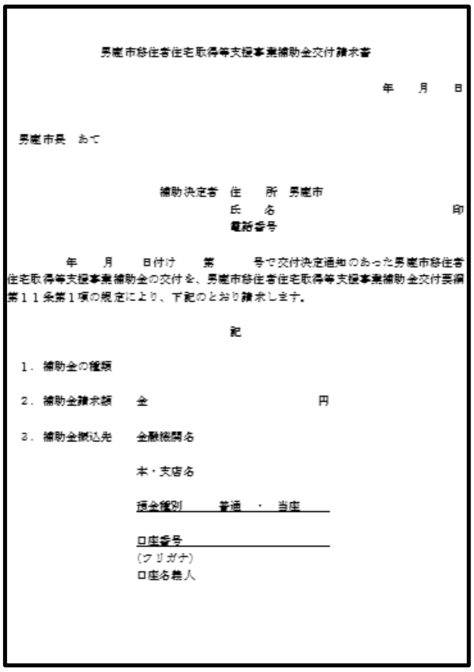

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付請求書

年　月　日

男鹿市長　あて

補助決定者　住　　所　男鹿市
氏　　名　　　　　　　印
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付を、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１．補助金の種類

２．補助金請求額　　金　　　　　　　　円

３．補助金振込先　　金融機関名

本・支店名

預金種別　　普通　・　当座

口座番号

（フリガナ）
口座名義人

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>様式第８号（第12条関係）
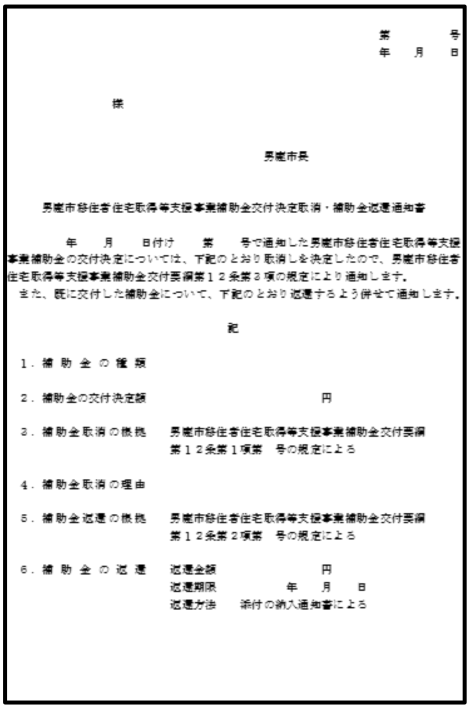
第　　号
年　月　日
様
男鹿市長
男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付決定取消・補助金返還通知書
年　月　日付け　第　号で通知した男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付決定については、下記のとおり取消しを決定したので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第３項の規定により通知します。
また、既に交付した補助金について、下記のとおり返還するよう併せて通知します。
記
１．補助金の種類
２．補助金の交付決定額　　円
３．補助金取消の根拠　男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第１項第　号の規定による
４．補助金取消の理由
５．補助金返還の根拠　男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項第　号の規定による
６．補助金の返還　返還金額　　円
返還期限　　年　月　日
返還方法　添付の納入通知書による</td><td>様式第８号（第12条関係）
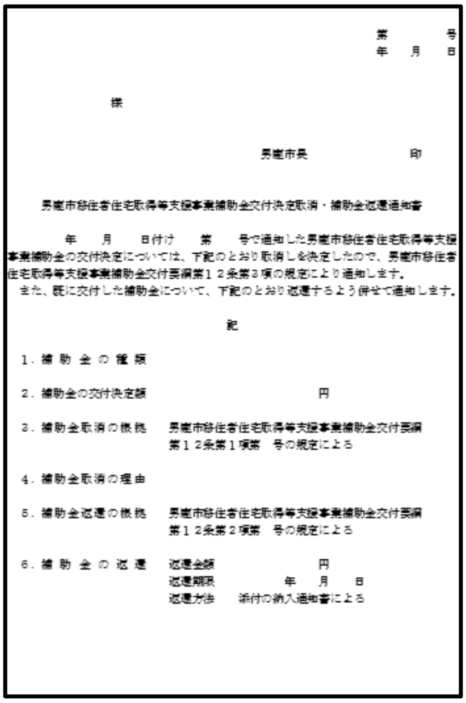
第　　号
年　月　日
様
男鹿市長　　印
男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付決定取消・補助金返還通知書
年　月　日付け　第　号で通知した男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金の交付決定については、下記のとおり取消しを決定したので、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第３項の規定により通知します。
また、既に交付した補助金について、下記のとおり返還するよう併せて通知します。
記
１．補助金の種類
２．補助金の交付決定額　　円
３．補助金取消の根拠　男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第１項第　号の規定による
４．補助金取消の理由
５．補助金返還の根拠　男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項第　号の規定による
６．補助金の返還　返還金額　　円
返還期限　　年　月　日
返還方法　添付の納入通知書による</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。